

所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

令和2年度算定状況(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	0	0	2	1	1	0	0	3	0	0	0	1	8
	日数	0	0	10	5	5	0	0	20	0	0	0	7	47
尿路感染症	件数	5	3	2	2	2	2	1	1	0	4	3	4	29
	日数	28	19	14	12	12	12	7	4	0	28	15	17	168
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

疾患名	件数	治療管理の内容
肺炎		胸CT・胸部レントゲン・点滴・酸素吸入
尿路感染症		検尿・投薬・点滴・導尿
带状疱疹		

【算定要件】

- ・所定疾患療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ・所定疾患施設療養費(Ⅱ)は医師の感染症対策に関する内容の研修を受講すること。
- ・所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ・所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

肺炎の者	尿路感染症の者	带状疱疹の者(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る)
------	---------	-------------------------------
- ・算定する場合にあっては、診断名・診断をおこなった日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ・請求に際して、診断・行った検査・治療内容等を記載すること。
- ・当該加算の算定開始後は、治療実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用すること等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。